

【フリーランス対象】文化庁助成金のご紹介

「文化芸術活動の継続支援事業」【活動継続・技能向上等支援A-①】について

2020. 7. 13
公益社団法人日本照明家協会
支援対策室
shien@jaled.or.jp

助成金の概要を簡略化してお伝えするものです。本紙の内容の不備に起因する損害の責任は当協会では負いかねます

NEW!!

フリーランス照明家（個人）が直接申請をして補助金を受け取るタイプの助成金です。
（Webによる簡易な手続きが可能）

対象となる人

*ここでは照明家を例にしていますが他ジャンル（音響、美術等）の方も同様に対象となります

- ・文化芸術活動（舞台・映画）でのプロ照明家としての活動実績がある
- ・フリーランス照明家である（照明会社に常時雇用されていない）
- ・コロナ自粛の大きな影響を受けた結果、活動への支障や収入の減少がある or その可能性がある

内容

- ・今年2月26日～10月31日の期間に支出した、活動を継続or再開するための事業の費用（領収書）に対して、その3分の2（66%）が補助されます（20万円まで）
- ・ICT活用費用（オンライン実習、ホームページ整備など）が6分の1以上含まれる場合は3分の2ではなく4分の3（75%）が補助されます
- ・新型コロナ拡大予防対策ガイドラインに即した取り組みにかかる費用（消毒液、フェイスシールドの購入など）は、3分の2ではなく、100%補助されます（10万円まで）
- ・10万円以上の物品（固定資産）の購入は対象外

対象となる費用の例

*申請する事業内容によっては下記にあるものでも経費として認められない場合があります。詳細は必ずご自身でご確認ください。

- ・消耗品の購入（カラーフィルター、GOBO、ガムテープ、ビニールテープなど）
- ・装備品の購入（ヘルメット、フルハーネス、作業手袋、工具、テスター、トランシーバーなど）
- ・調査研究支出（書籍、作品DVD、調査等に使用するPCソフトウェアやPC周辺機器など）
- ・受講料、資格取得費用（電気工事、足場作業、安全講習、救命講習など）

申請から入金まで

*この図は、この助成金の概要をお伝えするために主要事項を簡略化して記載したものです。詳細については必ずご自身でご確認ください。

